

## 最低制限価格の算定方法の改正について

(令和元年 8 月 1 日以降の公告又は指名通知を行う案件から適用)

過度な競争による品質低下を防止し、適正な価格での契約を推進するため、従来から下記の 1 から 3 の対象業務について、最低制限価格制度により業務品質の確保に努めているところですが、このたび、算定方法を改正します。

なお、最低制限価格設定業務については、従来どおり入札公告又は指名通知において「最低制限価格設定の有無」欄に「有」と表示しています。

### 記

#### 1 建設工事等

工種等	最低制限価格の算定式	おもな対象業務
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費×97%</li> <li>・共通仮設費×90%</li> <li>・現場管理費×90%</li> <li>・一般管理費等×55%</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">                     } の合計額                      ×1.08                      (1.1)                 </div>	佐布里水源の森管理業務
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器単体費×90.7%</li> <li>・直接工事費×97%</li> <li>・共通仮設費×90%</li> <li>・現場管理費×90%</li> <li>・一般管理費等×55%</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">                     } の合計額                      ×1.08                      (1.1)                 </div>	修繕業務（積算体系が左記と同じ業務）など
一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等 以外の建築系工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費×90%) ×97%</li> <li>・共通仮設費×90%</li> <li>・(直接工事費×10%+ 現場管理費)×90%</li> <li>・一般管理費等×55%</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">                     } の合計額                      ×1.08                      (1.1)                 </div>	
昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費×80%) ×97%</li> <li>・共通仮設費×90%</li> <li>・(直接工事費×20%+ 現場管理費)×90%</li> <li>・一般管理費等×55%</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">                     } の合計額                      ×1.08                      (1.1)                 </div>	

- 最低制限価格の上限は予定価格の **92%**、下限は予定価格の **75%**とする。
- 最低制限価格(税抜き)に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

## 2 建設コンサルタント等業務

業種区分	最低制限価格の算定式	おもな対象業務
測量業務	・直接測量費 ・諸経費×58% $\left. \begin{array}{l} \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.08 \\ (1.1) \end{array}$	
建築関係の 建設コンサルタント業務	・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費×90% ・諸経費×60% $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.08 \\ (1.1) \end{array}$	
土木関係の 建設コンサルタント業務	・直接原価 ・その他原価×90% ・一般管理費等×68% $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.08 \\ (1.1) \end{array}$	
地質調査業務	・直接調査費 ・間接調査費×90% ・地質調査業務費(解析) ×80% ・諸経費(一般)×48% $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.08 \\ (1.1) \end{array}$	
補償関係 コンサルタント業務	・直接原価 ・その他原価×90% ・一般管理費等×65% $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.08 \\ (1.1) \end{array}$	

- 最低制限価格の上限は予定価格の **92%**、下限は予定価格の **75%**とする。
- 最低制限価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

### 3 役務の提供等

業種区分	最低制限価格の算定式	対象業務
建物等各種施設管理業務	・直接業務費 ×97% ・直接経費 ×90% ・技術経費 ×90% ・間接業務費 ×55% ・諸経費 ×55% <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">             } の合計額              ×1.08              (1.1)           </div>	下水処理施設等の「運転保守等業務委託」に限る

- 最低制限価格の上限は予定価格の **92%**、下限は予定価格の **75%**とする。
- 最低制限価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。